

県営住宅団地引継確認手引書

本手引書は、「県営住宅団地引継実施要領」及び「県営住宅団地引継実施要領細則」の事務処理手引書である。

引継物件確認分担表に基づき、引継物件を次の手順により確認する。

(外 構)

1 道路及び通路

- 移管予定部分を図面と照らし合わせ現況確認をする。
- 車椅子を使用して通行可能な幅員があり、段差は通行に支障のない程度であるか確認する。
- 迷惑駐車防止のため、棟前通路入り口で、軽自動車の進入を防止できる幅で、車止め柵が設置されているか確認する。
- 道路際で、違法駐車ができない位置に車止め柵が設置されているか確認する。
(必要に応じて脱着できる物)

2 フェンス (原則として下記のとおりとする)

- 水路に面する場所には忍び返しを具備したフェンスがあるか確認する。
- 法上に接する場所は、子供などの滑落防止のためにフェンスが設置されているか確認する。
- プレイロット (公園) の回りに、車両通行の可能な道路があるとき、フェンスが設置されているか確認する。
- 給水施設の回りにフェンスを設置するときは、水道の親メーターの検針がフェンスの外から可能か確認する。
- 駐車場の回りにフェンスが設置されているか確認する。

3 プレイロット (公園)

- 移管予定部分を図面と照らし合わせ現況確認をする。
- プレイロット回りのU字溝に甲蓋、又はグレーチング蓋があるか確認する。(脱着用器具の供与も確認)
- 遊具設置の際は、外周の縁石から50cm以上離して設置されているか確認する。

4 駐車場

- 身障者駐車場は原則として、1台あたり幅員3.5m×奥行5mの舗装で、身障者マークを表層に表示してあるか確認する。

- 一般駐車場は原則として下記のとおりであるか確認する。
 - ・ 並列直角、斜駐車するとき1台あたり幅員 2.4 m × 奥行 5 m (奥行 4 m は舗装、奥行 1 m は芝生張)。
 - ・ 縦列駐車するとき1台あたり幅員 2.4 m × 長さ 7.5 m の舗装。
- 駐車場の区画割 (線引き) はライン幅 1.5 cm、文字番号は一文字がタテ 3.0 cm ヨコ 2.5 cmとし、使用する材料はトラフィックペイント常温及び溶融ペイントであるか確認する。
- 駐車場番号 (ナンバー) のふり方は下記のとおりであるか確認する。
 - ・ 基本的に1～100の通し番号とし、近隣建物棟番号が若い場所から順番に表示する。
 - ・ 棟間場所で将来増設可能なスペースがある用地については、棟番号の若い場所から1-1～1-100、2-1～2-100とする。
- 契約者名札プレート取付用コンクリート架台について下記のとおりであるか確認する。
 - ・ 材料はコンクリート、神奈川特殊歩車道境界ブロック (県ブロック)
 - ・ 片面用 (1台分) 250×250×450 (49.5 kg)
 - ・ 両面用 (2台分) 368×250×450 (71.8 kg)
- 車止めは、地先境界ブロックとし、形状寸法 150×150×600 であるか確認する。
(原則的に舗装部分と芝張りとの境で連続で地先境界ブロックを埋め込んで布設)

5 その他

- 境界杭等を把握し、工作物が民地へ越境したり、越境されたりしていないか確認する。
- 外灯、蛇口栓等共用部分の設置場所を確認する。
- 道路に設置してある外灯の所有者、管理者を確認する。
- 立木、樹木について確認する。(種類・本数)
- 工作物の所在及び管理方法について確認する。
- 電柱等の位置と所有者を確認する。

(建 物)

- 通水、漏水、通電を確認する。
- ドアの開閉を確認する (負荷等)。
- 玄関呼鈴を確認する。
- 台所流しを確認する (引き戸の開閉他)。
- 窓サッシを確認する (開閉及び負荷)。
- 網戸を確認する (開閉及び負荷)。
- 天井、壁、床を確認する (仕上がり具合)。
- 襖を確認する (開閉及び反りの有無)。

- 畳を確認する（浮きの有無）。
- 避難ハッチを確認する（開閉及びハシゴ）。
- 給湯室湯沸器は、上方の建築部分との隔離距離を、フード付は100mm、フードなしは300mmとしているか確認する。
- 消火器表示板は両面テープ止めではなく、壁にビス止めで設置しているか確認する。
- 消火器は床置きではなく、脱着できるよう壁に取り付けているか確認する。